

○ 2025(令和7)年度 入学料免除・徴収猶予について

1. 出願資格

次のいずれかに該当する者が対象です。私費外国人留学生については日本国内の状況が対象であり、母国の状況は申請資格に該当しません。

- 1) 本学大学院に入学する者で、経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- 2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。原則父または母。)が死亡し、学生もしくは学生の学資負担者が風水害等の被害を受け、入学料の納入が著しく困難と認められるとき。
- 3) 以下の激甚災害により学生もしくは学生の学資負担者が被災し、入学料の納入が著しく困難と認められるとき。
<対象激甚災害> 2024(令和6)年能登半島地震
- 4) その他、1)・2)・3)に準ずるもので、総長が相当と認めるとき。
※入学料免除・徴収猶予申請前及び申請結果通知前に納入した入学料は返還できませんのでご注意ください。

2. 入学料免除額について

申請者について選考のうえ、入学料の全額または半額を免除するものです。ただし、近年は半額免除のみの許可となっています。申請結果が半額免除または不許可となった場合、告知の日から起算して20日以内に入学料を納入しなければなりません。

3. 徴収猶予について

申請者について選考のうえ、入学料の納入を9月末日まで猶予するものです。入学料の納入を免除するのではなく、9月末日までに必ず入学料を納入しなければなりません。

4. 入学料免除と徴収猶予

申請書類一式で、入学料免除と徴収猶予を併せて申請することができます。

徴収猶予を併せて申請しておくこと、免除申請の結果が半額免除または不許可となった場合でも、徴収猶予が認められた場合は、入学料の納入は9月末日まで猶予されます。

5. 提出書類について

名古屋大学ホームページから「名古屋大学入学料免除・徴収猶予申請書」をプリントアウトしてください。

様式の掲載箇所 教育・学生支援 > 経済支援(授業料等免除・奨学金) > 入学料免除及び徴収猶予「申請手続き」

6. 提出書類の受付について

3月17日(月)(当日消印有効)で郵送にて受け付けます。

7. 入学後の流れについて

入学料免除・徴収猶予の手続きを進めることで、授業料免除も申請できます。入学後の手続きは授業料免除学生申込システムを通して行い、授業料免除学生申込システムで表示される書類を提出することで完了します。

授業料免除申込システムについては、次ページの「11. 授業料免除学生申込システムの利用について」を確認してください。授業料免除申請手続きが完了しなかった場合、入学料免除・徴収猶予申請と授業料免除申請は不許可となります。

8. 結果通知

入学後に利用可能となる「教務システム」の「あなた宛のお知らせ」にて、7月中旬に通知予定です。

9. その他

免除等申請書類が受理された場合は、免除等の可否が決定されるまでの間、入学料の納入が猶予されます。

免除申請結果が半額免除または不許可となった場合、告知の日から起算して20日以内に所定額の入学料を納めないと、除籍になります。ただし、免除申請時に徴収猶予を併せて申請し、徴収猶予が認められた場合、入学料の納入期限は9月末日まで猶予されます(この場合も9月末日までに入学料を納めない時は同様に除籍となります)。

◎ 問い合わせ(書類提出)先

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

名古屋大学文系教務課統括・学生支援グループ Tel 052-789-5020

○ 2025(令和7)年度 授業料免除について

申請者について選考のうえ、授業料の全額または半額を免除するものです。授業料免除の申請は、前期分・後期分を一括し原則年1回の申請です。選考については前期分・後期分の2回行い、それぞれ許可決定を行います。

10. 出願資格

次のいずれかに該当する者が対象です。私費外国人留学生は日本国内の状況が対象で、母国の状況は申請資格に該当しません。

- 1) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- 2) 入学前1年以内において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。原則父または母。)が死亡し、または学生もしくは学生の学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納入が著しく困難と認められるとき。
- 3) 以下の激甚災害により学生もしくは学生の学資負担者が被災し、授業料の納入が著しく困難と認められるとき。
＜対象激甚災害＞ 2024(令和6)年能登半島地震
- 4) その他、1)・2)・3) に準ずるもので、総長が相当と認めるとき。

11. 授業料免除学生申込システムの利用について

授業料免除申請の手続きは、授業料免除学生申込システムを通して行い、本システムで表示される書類を提出して完了します。

次の利用可能期間内に手続きを行い、「13.提出書類の受付について」記載の期限までに書類を提出してください。

授業料免除学生申込システム利用可能期間：4月12日(土)～4月23日(水) 正午(日本時間)

※上記利用可能期間外の申請は受け付けません。

※本システムは、入学後ご利用可能となる名古屋大学ポータルからリンクしています。

【名古屋大学ポータル > ダッシュボード > 事務手続 > 学生支援 内】

※本システム入力完了時に提出が必要な書類が表示されます。官公庁発行の書類や父母に関する書類が必要ですので、申請期間に関わらず早めに申請を行ってください。

※本システムへのログインには、機構アカウントと機構アカウントパスワードの入力が必要です。

機構アカウントは3月28日(金)よりオンライン上で確認できます。「機構アカウントのセットアップ」と「新入生情報セキュリティ研修」を完了後、4月12日(土)以降に本システムへログインを行ってください。学内進学の場合、機構アカウントは変更ありません。

12. 提出書類について

授業料免除学生申込システム入力完了時に表示される書類を確認し、必要な書類を提出してください。

- ・様式各種は、本システムの「申請内容印刷へ」からプリントアウトしてください。
- ・別紙各種は、【名古屋大学ポータル>ダッシュボード>事務手続>学生支援 内「提出書類」】からプリントアウトをしてください。

13. 提出書類の受付について

申請書類の提出は**書類提出会場(要予約)**、**学生支援課窓口(予約不可)**、**郵送(特定記録・レターパック等記録の残る方法)**にて受け付けます。

下記書類提出会場での提出が困難な場合は、学生支援課窓口(予約不可)または郵送(特定記録・レターパック等記録の残る方法)にて提出してください。【書類提出期限：4月23日(水)[必着]】

- ① 授業料免除学生申込システムトップページ「書類提出日時の予約」より書類提出の予約をしてください。提出会場詳細は次の通り。

キャンパス名	日 時	提出会場
東山キャンパス	4月18日(金)・21日(月)・22日(火) いずれも9:30～16:00	豊田講堂 シンポジオンホール (キャンパスMAP D3⑥)

- ② 予約した日時に提出会場にて申請書類を提出してください。書類提出会場設置日は学生支援課窓口での対応はできかねます。ご了承ください。

14. 結果通知

入学後に利用できる「教務システム」の「あなた宛のお知らせ」にて通知します。前期分:8月上旬、後期分:12月中旬に通知予定です。

15. その他

免除等申請書類が受理された場合は、免除等の可否が決定されるまでの間、授業料の納入が猶予されます。免除申請結果が全額免除以外の場合、結果通知の際お知らせする口座振替日に、ご登録の口座から引き落とされます。

◎ 問い合わせ先・授業料免除申請書類の提出先：学生支援課

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町 (東山キャンパス MAP D3 ⑥)

名古屋大学教育推進部 学生支援課 授業料免除担当 行 (※封筒表面に「授業料免除申請書類 在中」と朱書きしてください)

E-mail : shien-menjo@t.mail.nagoya-u.ac.jp